



市 章

大津市公報

平成 25 年 6 月 3 日
号 外 (第 43 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 71 大津市教育機関に係る施設の使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則..... 1
 教育委員会規則
- 10 大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 1
 教育委員会告示
- 2 大津市比良げんき村の宿泊棟及び人工登はん壁の指定管理者の指定について..... 2

規 則

大津市教育機関に係る施設の使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 6 月 3 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第71号

大津市教育機関に係る施設の使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育機関に係る施設の使用料の徴収等に関する規則（平成元年規則第37号）の一部を次のように改正する。

題名中「使用料」の次に「及び利用料金」を加える。

第1条中「使用料」の次に「及び利用料金」を加える。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（大津市比良げんき村の宿泊棟の附帯設備の利用料金の上限額）

第11条 大津市野外活動施設条例（平成17年条例第100号）第4条第4項の附帯設備の利用料金は、次のとおりとする。

種 類	利用料金の上限額
調理器具	一式につき 1日1回ごとに 100円

附 則

この規則は、平成25年 6 月 4 日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 6 月 3 日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第10号

大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則（平成18年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は天体観測施設（以下「キャンプ場等」という。）」を「、天体観測施設、宿泊棟及び人工登はん壁」に改め、同項ただし書中「、キャンプ場にあつては」を削り、同条第2項中「使用」の次に「することが」を加え、同項第2号中「午後10時」を「午後9時」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 野外活動施設の宿泊棟の宿泊室及び浴室を使用することができる時間は、次に掲げるとおりとする。

宿泊室

- ア 宿泊の場合 午後3時から翌日の午前10時まで
イ 昼間に使用する場合 午前11時から午後1時まで
浴室

ア 宿泊室に宿泊する者が使用する場合 午後3時から翌日の午前10時まで

- イ アに掲げる者以外の者が使用する場合 午前11時から午後5時まで

第4条第5号中「き損」を「毀損」に改め、同条第6号中「キャンプ場等」を「キャンプ場、木工作等実習室、天体観測施設、宿泊棟の宿泊室若しくは会議室又は人工登はん壁(以下「キャンプ場等」という。)」に改める。

附 則

この規則は、平成25年6月4日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

大津市教育委員会告示第2号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成25年6月3日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

- 1 公の施設の名称 大津市比良げんき村の宿泊棟及び人工登はん壁
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市本堅田三丁目7番14号 大津北商工会
- 3 指定管理者の指定の期間 平成25年6月4日から平成28年3月31日まで